

第 5706 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 5月 9日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員給与の定期同額が見直し

Q：役員給与の取扱いが改正になったと聞きました。どのようになったのですか？

A：定期同額給与の対象範囲が拡大されました。

【解説】

法人税では、役員給与は原則として損金不算入、一定の要件を満たす定期同額給与及び事前確定届出給与、利益連動給与のうち一定の金額は損金算入が認められます。

このうち、今年度の税制改正では、定期同額給与が見直されることになりました。

定期同額給与とは、支給時期が1ヶ月以下の一定期間ごとで、支給額が同額の給与等のものをいい、現行では、支給する給与の額面が同額でなければ定期同額給与として認められず、損金に算入することができません。

今年度の税制改正では、定期同額給与の範囲に税及び社会保険料の源泉徴収等の後の金額が同額である定期給与を加えるとされたので、額面から源泉所得税や住民税、社会保険料等を控除した手取り金額が同じという場合についても損金算入が認められることとなりました。

この改正は、平成29年4月1日から適用されます。

